

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画用途地域を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 都市計画の種類及び名称
広島圏都市計画用途地域
- 二 都市計画を変更する土地の区域
安芸郡府中町の一部
- 三 都市計画の案の縦覧場所
広島県都市部都市事業局都市企画室
府中町建設部都市計画課
府中町向洋駅周辺まちづくり事務所
- 四 縦覧期間
平成十九年十一月二十日から平成十九年十二月四日まで